

Oneブラジル債券ファンド

追加型投信／海外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ ^{※2}
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 公債」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「Oneブラジル債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月8日に関東財務局長に提出しており、2026年9月9日にその効力が生じております。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ 約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:25兆732億円
(2026年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として投資信託証券に投資し、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてブラジルリアル建てのブラジル国債に実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

●原則として為替ヘッジを行いません。

2 ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

●ブラジル籍外国投資法人「ユニバンコ・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ」(以下「ブラジルボンド・ファンド」という場合があります。運用:イタウ・ユニバンコ・アセット・マネジメント・リミタダ)投資証券と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」(運用:アセットマネジメントOne)に投資を行います。

※詳しくは後述の「イタウ・ユニバンコ・アセット・マネジメント・リミタダについて」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

●各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ブラジルボンド・ファンドの組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

※ブラジルボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

〈イタウ・ユニバンコ・アセット・マネジメント・リミタダについて〉

イタウ・ユニバンコ・アセット・マネジメント・リミタダは、イタウ・ユニバンコ・エス・エーの100%子会社で、資産運用業を営んでいます。イタウ・ユニバンコ・エス・エーは、2008年、ブラジルを拠点とするユニバンコ銀行とイタウ銀行の統合によって生まれたブラジルの大手民間銀行で、同金融グループはラテンアメリカ地域で最大の規模を誇る金融グループの1つです。

ブラジルへの投資にあたってのご留意事項

◆ブラジルでは、国外からの債券投資に伴う為替取引については、送金額に税金(IOF:金融取引税)が課せられる場合があります(2026年6月末現在の税率は0%)。当ファンドでは、投資者のファンド購入により運用資金が増加すると、債券投資のために為替取引(送金)を行います。この際に発生する税金は当ファンドの投資信託財産全体で負担することになり、基準価額の下落要因となります。ブラジルにおける為替取引への課税は、多くの場合、導入、撤廃、あるいは税率の変更が事前の猶予期間なく行われます。また、過去においては、換金に伴う為替取引について税金が課せられたことがあります。この場合も、基準価額の下落要因となります。

◆当ファンドでは、為替取引に伴う税負担による基準価額の下落を回避、あるいは軽減するため、購入や換金について、追加設定時信託財産留保額(購入時)または信託財産留保額(換金時)、あるいはその両方を設けることがあります。これら留保額は、原則として、為替取引に課せられる税に相当するものとして委託会社が定める率を基に算出した額となります。ただし、税制変更を直ちに反映するものではありません。また、投資信託財産からみて為替取引の規模が比較的小さいと判断される場合には、これら留保額の適用を見送ることがあります。2026年9月8日現在においては、追加設定時信託財産留保額および信託財産留保額は設けていません。

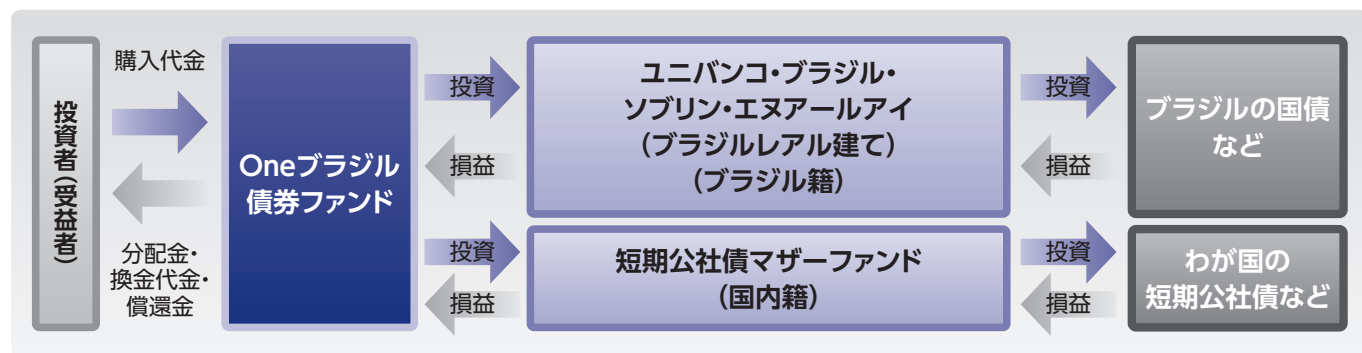


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



■ 主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

原則として、毎月8日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

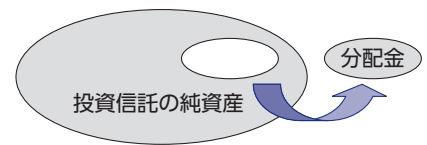


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



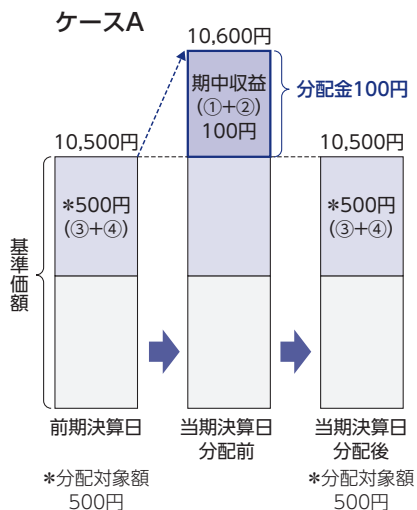
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

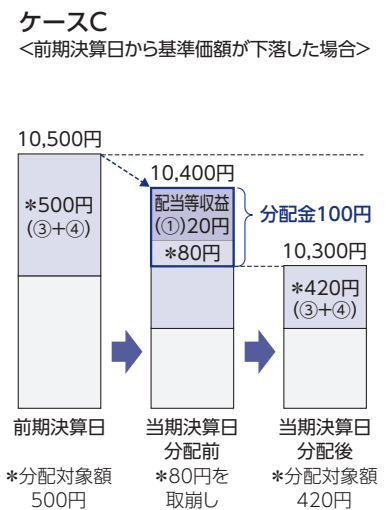
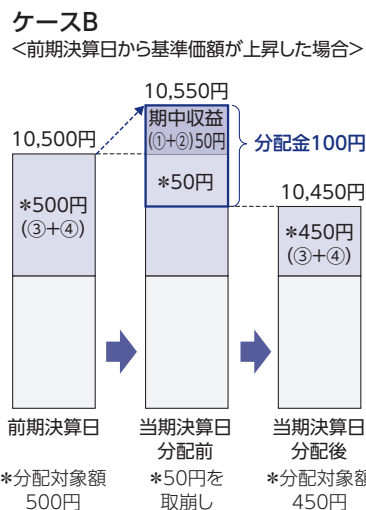
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



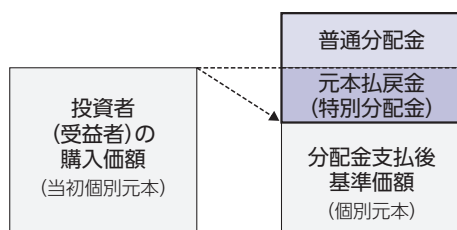
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

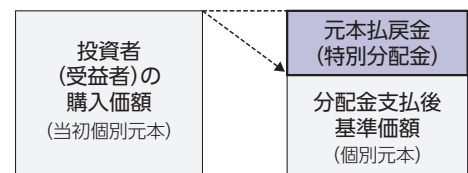
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

■当ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

ファンド名	ユニバンコ・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ (以下、当概要において「ファンド」といいます。)
形態	ブラジル籍外国投資法人／ブラジルリアル建投資証券
主な運用方針	信用リスクの低い金融資産などを通じて国内金利商品に実質的に投資することにより受益者に利益を提供することを目的とします。金利市場の変動性が高まった場合においても、同市場への実質的な投資は維持します。
主な投資制限	・純資産総額の98%以上をブラジル政府の発行する債券に投資します。 ・派生商品取引については、流動性を有し、時価評価が可能なものについて、保有証券の範囲内で、ポートフォリオの保護または実質的な投資比率の確保の目的で利用します。 ・低流動性資産への投資は純資産総額の15%未満とします。 ・有価証券の空売りは行いません。 ・レバレッジをかける運用は行いません。 ・資金の借り入れは原則として行いません。 ・レポ取引は行いません。 ・自らが発行するユニットを含む、いかなるファンドまたは投資スキームの受益権または持分の取得も行いません。 ・為替ヘッジは行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
収益分配方針	設定当初を除き、原則として毎月、運用会社が決定した額を分配します。
関係法人	管理事務代行会社 兼 保管銀行:イタウ・ユニバンコ・エス・エー 投資顧問会社:イタウ・ユニバンコ・アセット・マネジメント・リミタダ
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.25%を乗じて得た額 上記の他、証券取引に伴う手数料、ファンドの設立に関連した費用などがファンドから支払われます。
信託設定日	2008年12月24日

ファンド名	短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	・主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ・ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	無期限
決算日	毎年8月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2006年5月31日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

※上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は2026年9月8日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドは実質的にブラジルの債券などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信用 リスク

公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。



投資リスク

特定の投資 信託証券に 投資する リスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

投資対象 ファンドに かかる 税制変更の リスク

投資対象ファンドにかかる税制等の変更は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

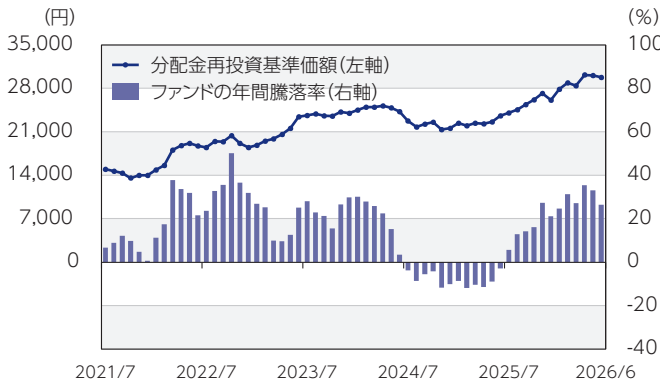
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



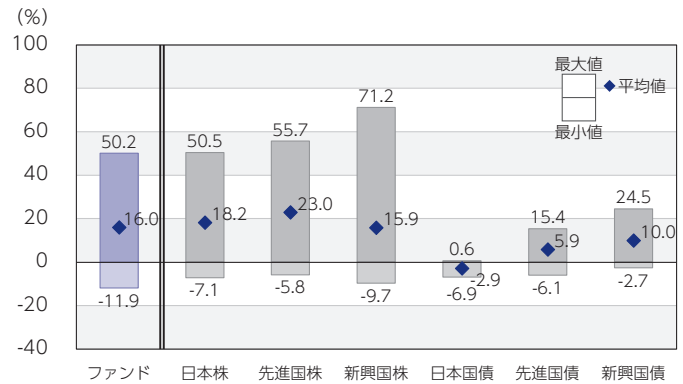
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2021年7月～2026年6月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

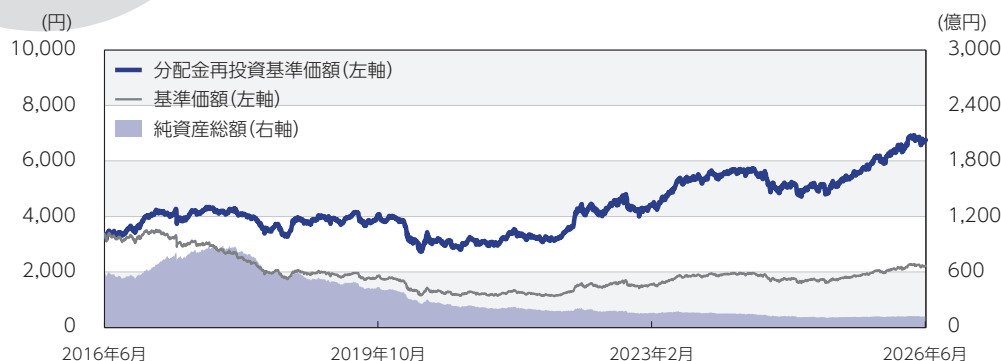
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2026年6月30日

基準価額・純資産の推移 《2016年6月30日～2026年6月30日》



分配の推移(税引前)

2026年 2月	3円
2026年 3月	3円
2026年 4月	3円
2026年 5月	3円
2026年 6月	3円
直近1年間累計	36円
設定来累計	13,942円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。（設定日:2008年12月22日）

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ユニバンク・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ	92.42
2	短期公社債マザーファンド	0.93

■ユニバンク・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイ

※イタウ・ユニバンク・アセット・マネジメント・リミタダからの情報を基に作成しています。

※比率(%)は、ユニバンク・ブラジル・ソブリン・エヌアールアイの組入証券評価額に対する割合です。

組入上位10銘柄

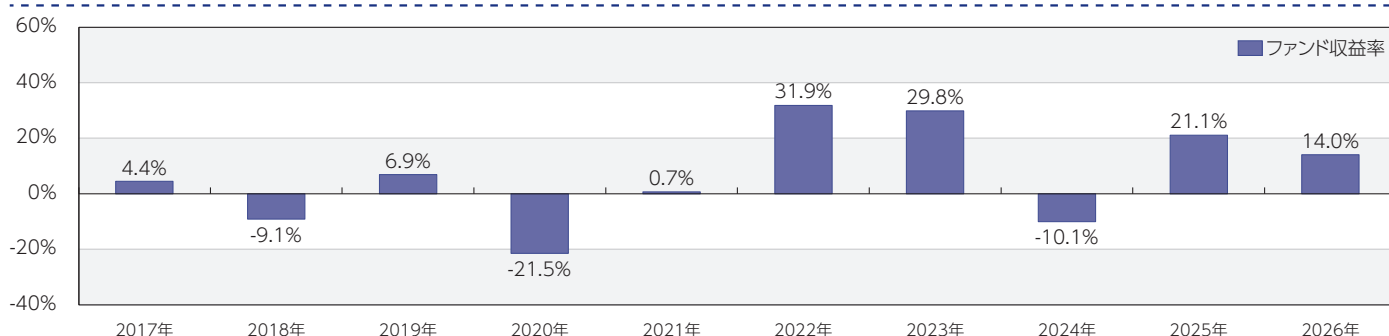
順位	銘柄名	種類	償還日	比率(%)
1	LFT	変動金利国債	2028/3/1	21.4
2	LFT	変動金利国債	2027/9/1	15.3
3	NTN-B	物価連動国債	2027/5/15	12.6
4	NTN-B	物価連動国債	2028/8/15	6.3
5	LFT	変動金利国債	2028/9/1	5.9
6	NTN-B	物価連動国債	2032/8/15	5.2
7	LFT	変動金利国債	2029/9/1	3.8
8	NTN-B	物価連動国債	2026/8/15	3.0
9	NTN-B	物価連動国債	2035/5/15	2.8
10	LFT	変動金利国債	2029/3/1	2.7

■短期公社債マザーファンド

組入銘柄 ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
1	1326回 国庫短期証券	国債証券	—	2026/8/20	20.31
2	1338回 国庫短期証券	国債証券	—	2026/10/20	15.22
3	1385回 国庫短期証券	国債証券	—	2026/9/7	14.72
4	1383回 国庫短期証券	国債証券	—	2026/8/24	10.15
5	467回 利付国庫債券(2年)	国債証券	0.6	2026/12/1	7.62
6	1351回 国庫短期証券	国債証券	—	2026/12/21	3.65
7	160回 共同発行市場公募地方債	地方債証券	0.05	2026/7/24	3.30
8	28年度6回 埼玉県公募公債	地方債証券	0.085	2026/9/29	2.79

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) ※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、追加設定時信託財産留保額がかかる場合は、購入申込受付日の翌営業日の販売基準価額(追加設定時信託財産留保額があらかじめ含まれた価額)となります。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、信託財産留保額がかかる場合は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年9月9日から2027年3月8日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・サンパウロ証券取引所の休業日 ・サンパウロの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信 託 期 間	2028年12月8日まで(2008年12月22日設定)
繰 上 償 還	当ファンドが主要投資対象とするブラジル債券・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・ブラジル債券・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・ブラジル債券・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎月8日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 3.85%(税抜3.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 ※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、追加設定時信託財産留保額がかかる場合は、販売基準価額(追加設定時信託財産留保額があらかじめ含まれた価額)となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。			
追加設定時信託財産留保額・信託財産留保額	2026年9月8日現在、ありません。 ※ただし、為替取引にかかるブラジルの税制変更によって、追加設定時信託財産留保額または信託財産留保額、あるいはその両方がかかる場合があります。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.32%(税抜1.2%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		支払先	内訳(税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.45%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
	投資対象とする外国投資証券	ブラジル債券・ファンドの純資産総額に対して年率0.25%		
	実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して最大で 年率1.57%(税抜1.45%)程度 ※上記はブラジル債券・ファンドを100%組入れた場合の数値です。 実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするブラジル債券・ファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、外国投資法人の設立に関する費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.98%	1.31%	0.67%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年12月9日～2026年6月8日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。